

## 大阪市生活困窮者自立支援プロジェクトチーム会議設置要綱

## (設置)

第1条 生活困窮者の自立支援に向けた取組みを推進するため、大阪市生活困窮者自立支援プロジェクトチーム会議(以下「プロジェクトチーム会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 プロジェクトチーム会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活困窮者自立支援のためのネットワーク形成や具体的な対応に関する検討
- (2) その他、議長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 プロジェクトチーム会議は、議長及び構成員で組織する。

- 2 議長は、福祉局生活困窮者自立支援室長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 議長が必要と認めるときは、第1項に規定する者以外の者に会議への出席を求めることができる。

## (議長等の職務)

第4条 議長は、プロジェクトチーム会議の事務を統括する。

- 2 構成員は、プロジェクトチーム会議の事務の円滑かつ効果的な処理が図られるように相互に連携しなければならない。

## (庶務)

第5条 プロジェクトチーム会議の庶務は、福祉局生活福祉部自立支援課において処理する。

## (施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチーム会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**プロジェクトチーム会議 構成員（26名）**

福祉局生活福祉部地域福祉課長  
福祉局生活福祉部福祉活動支援担当課長  
福祉局生活福祉部自立支援課長  
福祉局生活福祉部自立支援課長代理  
福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長  
福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者支援担当課長代理  
福祉局生活福祉部生活保護調査担当課長  
福祉局生活福祉部保護課長代理  
福祉局障がい者施策部障がい福祉課長  
福祉局高齢者施策部高齢福祉課長  
西淀川区役所生活支援担当課長  
東淀川区役所保健福祉課長  
西成区役所保健福祉課長  
東住吉区保健主幹兼保健福祉課担当係長  
市民局ダイバーシティ推進室雇用・勤労施策課長  
市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談センター所長  
市民局総務部消費者センター所長  
健康局保健指導担当部長  
健康局健康推進部こころの健康センター保健主幹  
こども青少年局企画部青少年課長  
こども青少年局子育て支援部こども家庭課長  
こども青少年局こども相談センター虐待対応担当課長代理  
教育委員会事務局指導部初等教育担当課長  
教育委員会事務局指導部中学校教育担当課長  
経済戦略局企画部地域経済戦略担当課長  
都市整備局企画部住宅政策課長